**平成２８年（フ）第６４号**
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　４号棟102号、従前の住所神戸市東灘区森北町６丁目７番９号
債務者　熊本　卓爾
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６５号**
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　４号棟102号、従前の住所神戸市東灘区森北町６丁目７番９号
債務者　熊本　治代
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５号**
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2246番地54
債務者　筒井　信司
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２８年（フ）第２１号**
函館市松陰町32番１号
債務者　石川サダ子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中綾太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第２号**
兵庫県南あわじ市市青木22番地１　辰岡マンション２号、前住所兵庫県南あわじ市松帆志知川846番地
債務者　岡田　光弘
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２８年（フ）第２号**
宮城県石巻市鹿又字新内田62番地６
債務者　内海　勇樹
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２８年（フ）第３号**
宮城県石巻市鹿又字新内田62番地６
債務者　内海　智恵
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　初江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２８年（フ）第３９６号**
大阪府三島郡島本町青葉１丁目16番７号
債務者　鍛治　通利
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１５号**
群馬県太田市内ケ島町591番地３
債務者　名取　美枝
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２８年（フ）第７６号**
横浜市戸塚区上倉田町259番地　４棟608号
債務者　金子　弘一
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　友深
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４号**
香川県仲多度郡多度津町大字奥白方83番地３
債務者　藤原　幸彦
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２７年（フ）第２３９号**
福岡県久留米市荒木町荒木1649番地３
債務者　中村眞佐枝
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第２３号**
北海道松前郡福島町字館崎６番地１
債務者　木村由紀子（旧姓米満）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第６号**
岐阜県安八郡輪之内町塩喰601番地
債務者　安田　悠子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２７年（フ）第４００号**
愛知県豊田市東梅坪町９丁目４番地10　ノスタルジアM’ S303号、申立時の住所愛知県豊田市東梅坪町６丁目９番地１　グランディール東梅坪303号
債務者　後藤ロウエナこと　ゴトウ　ロウエナ　クイリラン
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第４０５号**
愛知県豊田市明和町７丁目18番地１　市営Ａ１－304号
債務者　北川　伸子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第３号**
三重県伊勢市中須町1721番地２
債務者　中西　宏喜
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係